

教児安第343号

令和4年7月14日

各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

日常及び緊急時における適切な対応について（依頼）

過日、愛知県名古屋市の小学校において、休み時間中に転倒し、頭部を強打した児童に対して、学校職員が救急要請を行わなかった等、学校の対応について報道されました。

学校において事故等が発生した場合、児童生徒等の生命と健康を最優先に、迅速かつ適切な対応を行うため、学校は、組織として機動的に対応できる救急体制及び緊急連絡体制を整えるとともに、事故等発生時には、疾病者等に対し、臆せず躊躇せず適切な手当ができるよう、日頃から全ての教職員がその手順を理解し、身につける必要があります。

については、事故等の発生に備えた安全管理及び危機管理体制の強化を図るため、千葉県教育委員会が作成した「学校安全の手引」を参考に、危機管理マニュアルの内容を見直すとともに、日常及び緊急時に適切な対応ができるよう、職員研修等を活用し、全職員の共通理解を図るよう指導願います。

【参考】

「学校安全の手引」（令和2年3月 千葉県教育委員会）

P149～P151 「2 学校生活の安全管理上の留意点」

P162～P166 「第5節 事故等の発生に備えた安全管理（危機管理体制の構築）」

P167～P184 「第6節 事件・事故発生時の対応」

参考資料 「3 危機管理マニュアル例」

| | |
|-------|--------------|
| 担 当 | |
| 教育振興部 | 児童生徒安全課 安全班 |
| 指導主事 | 井桁 剛志 |
| 電 話 | 043（223）4091 |

各教育事務所長 様

教育振興部児童生徒安全課長

日常及び緊急時における適切な対応について（依頼）

過日、愛知県名古屋市の小学校において、休み時間中に転倒し、頭部を強打した児童に対して、学校職員が救急要請を行わなかった等、学校の対応について報道されました。

学校において事故等が発生した場合、児童生徒等の生命と健康を最優先に、迅速かつ適切な対応を行うため、学校は、組織として機動的に対応できる救急体制及び緊急連絡体制を整えるとともに、事故等発生時には、疾病者等に対し、臆せず躊躇せず適切な手当ができるよう、日頃から全ての教職員がその手順を理解し、身につける必要があります。

については、貴域内市町村教育委員会に対し、事故等の発生に備えた安全管理及び危機管理体制の強化を図るため、千葉県教育委員会が作成した「学校安全の手引」を参考に、危機管理マニュアルの内容を見直すとともに、日常及び緊急時に適切な対応ができるよう、職員研修等を活用し、全職員に共通理解が図られるよう指導願います。

【参考】

「学校安全の手引」（令和2年3月 千葉県教育委員会）

P149～P151 「2 学校生活の安全管理上の留意点」

P162～P166 「第5節 事故等の発生に備えた安全管理（危機管理体制の構築）」

P167～P184 「第6節 事件・事故発生時の対応」

参考資料 「3 危機管理マニュアル例」

| | |
|-------|--------------|
| 担 当 | |
| 教育振興部 | 児童生徒安全課 安全班 |
| 指導主事 | 井桁 剛志 |
| 電 話 | 043（223）4091 |